

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和5年 7月25日

井原市議会議長

三宅 文雄 様

井原市議会議員

荒木 謙二

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和5年7月18日（火） 令和5年7月19日（水）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・陳情活動先	TKP 池袋カンファレンスセンター 東京都豊島区南池袋 2-22-1 第3高村ビル（1週間前変更） 東京ビッグサイト 東展示場
3. 研修会等の名称 または視察、要請・陳情活動内容	・議員が守るべき政治倫理とは ・議会におけるハラスメント ～パワハラ・セクハラについて～ ・JAPAN マーケティング Week 会場視察
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・陳情活動先の担当者名	(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏 RX JAPAN (株)
5. 活動内容	別紙のとおり

- 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
- 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。



## 【研修概要】

- ・議員が守るべき政治倫理とは
1. なぜ政治倫理が必要か
    - 1) 政治倫理の大きな意義の 1 つとして、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を發揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築することが挙げられる。
    - 2) 政治倫理条例制定の契機

政治倫理条例を最初に制定したのは、大阪市堺市・昭和 56 年学校建設に絡む公共事業で贈収賄事件が起った。
    - 3) 政治倫理確立にあたっての留意点

政治倫理を確立するにあたっては、議員各人が持ち合わせているものであり、法的規制が必ずしも必要であるとまではいえず、議会の内部的・自主的規律を優先する必要があるのではないか。
    - 4) 政治倫理条例制定の目的の変化

従前； 実際に起きた汚職事件を契機に再発防止を目的として制定されることが多かった。

最近； 長や議員等がその権限や地位を不正に行使して自己または特定の第三者の利益を図ることを未然に防止することを目的とする。
  2. 政治倫理の対象を考える
    - 1) 対象

首長・副市長・教育長・議員
    - 2) 政治倫理条例の構成
      - ・政治倫理基準
      - ・資産公開制度
      - ・問責制度
      - ・政治倫理審査会
      - ・住民による調査請求権
    - 3) 政治倫理の基準を考える
      - ・不正疑惑行為の自粛
      - ・地位利用の金銭授受の禁止
      - ・請負等のあっせん禁止
      - ・職員に対する職務執行への不当介入の禁止
      - ・職員の採用等のあっせん禁止
      - ・道義的批判のある企業献金の自粛

### 3. 政治倫理違反への罰則の限界

懲罰の対象： 本会議・委員会での行動（正規の議会活動）

政治倫理条例の対象；懲罰で対処できない対象（いわゆる議会外での活動）

### 4. 政治倫理と兼業禁止への規制

#### 1) 意義

議員または議員が役員に就任している法人と議員が所属する地方公共自治体との間で請負関係に立つことを禁止している制度

#### 2) 兼業禁止の趣旨

- 議員は所属する地方公共団体において議会の一員として予算や契約の締結等において議決権等を有し、直接間接に地方公共団体の事務執行に関することができる立場

- 議員が所属する地方公共団体他の間で利害関係に立つと、議会運営の公正や事務執行における適正化を確保することが難しくなる恐れがあるから

#### 3) 兼業禁止の態様

- ① 議員個人が当該地方公共団体に対して請負をすること
  - ② 議員が当該地方公共団体に対して請負をする個人の支配人となること
  - ③ 議員が当該地方公共団体に対し、請負をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、若しくは監査役若しくはこれらの準ずべきもの、支配人及び清算人になること
- ① ②は金額に関係なく兼業禁止に該当 ③は地方公共団体等に対する請負額が法人の売上高の50%を超える場合は兼業禁止に該当

#### 4) 令和4年地方自治法改正概要

- 請負禁止の範囲の明確化・緩和（令和5年3月1日施行）

##### ① 請負の定義の明確化

② 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能

#### 5) 議員が役員を務める法人への補助金交付と兼業禁止

- 補助金交付と法92条の2の請負の関係→請負に該当しない
- 別途請負がある場合→内容、量によって個々に検討する必要あり

#### 6) 兼業禁止と指定管理

- 地方自治法92条の2に規定されている兼業禁止における請負に指定管理は該当しない

## 5. 政治倫理審査会

### 1) 意義

政治倫理条例を構成する政治倫理基準の順守をチェックする機関→調査請求権とともに政治倫理条例の実効性を担保

### 2) 審査会の法的根拠（他市の説明⑨）

### 3) 議会の付属機関の是非

### 4) 議会に地方自治法に基づく付属機関を設置することの留意点

### 5) 審査会の構成員→審査会の公正人數や属性等を条例等で明記する必要あり

### 6) 政治倫理審査会の権限→政治倫理条例違反に関する事実解明のための調査権

### 7) 審査会調査権の法的効力→審査会の調査権については、法的効力はなく相手方の同意による任意の調査権しかない

### 8) 審査会意見書の効力

### 9) 審査会の意見書

### 10) 問責制度

## 6. 資産公開制度

- ・資産公開時期
- ・資産報告書の公開・公表
- ・審査報告書の審査
- ・資産報告書に対する住民の調査請求

## 7. SNS 等による議会外での不適切な行動への対応

・議会におけるハラスメント～パワハラ・セクハラについて～

1. 政治倫理とは→政治倫理の大きな意義の1つとして、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を發揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築することにあげられる。
2. ハラスメントとは
  - 1) 意義→自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動を言う。
  - 2) 主なハラスメントの類型
    - ・パワーハラスメント→職場において①優越的な関係を背景とした言動で合って②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより③労働者の就業環境が害されるもの（3つのすべての要素を満たす必要あり）
    - ・セクシャルハラスメント→職場において労働者の意に反する「性的な言動」により、労働者が労働条件について不利益を受けたり就業環境が害されること
  - 3) パワハラに関する法律（令和元年改正により初めての定義）
  - 4) パワハラに関する法律制定が遅かった理由
    - ・パワハラは、職務執行に深くかかわり、職務命令と一体的に行われるというケースが多かったため法律制定が遅れたといえる。（法律で一律に規定すると職務執行の多くに支障を与えかねないという懸念が生じる。）
    - ・パワハラをする公務員には全く自覚がない場合があり、パワハラを他人事と認識する場合がある。（自分がされたから他人にもするのではなく自分にされた嫌なことは、他人にはしないという発想が大切）
  - 5) セクハラに関する法律（平成9年改正）
  - 6) 地方公共団体における各種ハラスメント対策の取り組み状況について
  - 7) 地方議会議員のハラスメントの状況
  - 8) ハラスメントの判断基準
    - ・ハラスメントの基本的考え方→ハラスメント行為評価は被害者の主觀を出発点とし、平均的な被害者を基準に考える必要がある。
    - ・留意点→閉ざされた政治空間において上司等が権力関係を利用して行うセクハラの場合、部下やほかの職員が明確に意に反することを示せない場合が多いことは問題になることに留意を要する。
  - 9) 職場の考え方（パワハラ要件）
    - ・職場の定義（原則）→労働者が業務を遂行する場所を指し、労働者が通常就業している場所以外であっても労働者が業務を遂行する場所であれば「職場」に含まれる
    - ・留意点→勤務時間外の懇親の場通勤中などにあっても実質上職務の延長と考え

られるものは「職場」に該当するがその判断にあたっては、職務との関連性、三者、参加や対応が強制的か任意かといったことを考慮して個別に行う必要がある。

#### 10) 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動（パワハラ要件）

・意義→社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの

・具体例→①業務上明らかに必要性のない言動・業務の目的を大きく逸脱した言動②業務を遂行するための手段として不適当な言動③当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会的通念に照らして許容される範囲を超える言動

#### 11) 就業環境が害される（パワハラ要件）

・意義→当該行動により労働者が身体的または精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなつたために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等の当該労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じること

・留意点→判断にあたっては「平均的な労働者の感じ方」すなわち「同様の状況で当該言動を受けた場合に社会一般の労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうか」を基準とすることが適当。なお、言動の頻度や継続性は考慮されるが、強い身体的または精神的苦痛を与える態様の言動の場合には一回でも就業環境を害する場合あり

#### 12) パワハラの類型

- ・身体的な攻撃
- ・精神的な攻撃
- ・人間関係からの切り離し
- ・過大な要求
- ・過小な要求
- ・個人の侵害

#### 13) 逆パワハラ

- ・意義→部下から上司へのパワハラ

・留意点→部下は上司に対して優越的な関係にはないが、優位性を持つ場合がある。（部下の行動が優位性を持つことが必要条件とされ、上司に対抗手段がない場合に限られる。）

#### 14) 職場におけるセクハラ

- ・対価型セクハラ
- ・環境型セクハラ

#### 15) 性的な言動とは

- ・性的な内容の発言及び性的な行動を言う。

#### 16) 議長に求められる責務

- ・パワハラにおける責務→パワハラ防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、パワハラに関する苦情相談が議員・職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- ・セクハラにおける責務→良好な勤務状況を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクハラの防止及び排除に努めるとともにセクハラに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### 17) ハラスメント防止にあたっての措置

- ・ハラスメントの内容、方針等の明確化と周知・啓発
- ・行為者の厳正な対処方針、内容の規格化と周知・啓発
- ・相談窓口の設置
- ・相談に対する適切な対応
- ・事実関係の迅速かつ正確な確認
- ・被害者に対する適正な配慮の措置の実施
- ・行為者に対する適正な措置の実施
- ・再発防止措置の実施
- ・当事者などのプライバシー保護のための措置の実施と周知
- ・相談、協力等を理由に不利益な取り扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発

#### 18) ハラスメントの防止対策

- ・組織のトップメッセージ
- ・ルールを決める→議会基本条例や政治倫理条例に関係規定と設ける。
- ・実態を把握する→アンケートを取る
- ・教育する→研修の実施
- ・周知する

**【所感】**

「政治倫理とは」 「ハラスメント」についてのセミナーを受講した。

井原市議会でも議会運営委員会で前議会運営委員会に引き続き、政治倫理条例の見直しが協議されようとする中での受講であった。「政治倫理と兼業禁止への規制」では、市との請負契約並びに下請け工事に対して、市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。また、令和4年地方自治法改正では、禁止の対象となる請負の範囲が明確でないことは、立候補しようとする者にとっては懸念材料の一つとなっているとの指摘があることからその範囲を明文化する必要がある。政治倫理審査会は井原市議会では、議員8名となっているが、見直しを図る点では、議員だけの審査会でよいのかなぜ8名なのかも検証をすべきである。SNS等による議会外での不適切な行動への対応では、他市の例を参考にしながら、運用ガイドラインの策定も考慮すべきと考える。

ハラスメントの防止については、相談窓口の設置や議会内での研修等あらゆる防止策を講じる必要があると考える。